

佐井寺西土地区画整理事業に係る
環境影響評価書案に対する市長意見書

令和3年（2021年）8月

吹田市

事業者は、本事業における環境に対する取組方針として「再生可能エネルギーの活用やヒートアイランド対策による環境負荷の少ない社会基盤整備を推進する」「市街地の貴重なみどりを継承するとともに、新たな街路樹や公園・遊園及び緑地の配置により、みどりの連続性を確保する」「良好な都市景観の向上と安全性・快適性を確保するまちづくりを推進する」を掲げている。これらのことは、吹田市環境まちづくり影響評価条例の趣旨と一致するところである。

一方で、本事業により、計画地に残存する自然環境の多くが消失することから、動植物、生態系、緑化などに関しては、本審査会において、より効果的な配慮を求めてきた。事業者には、これらの課題について最大限の対策に努めるとともに、地区の将来像についての長期的なランドデザインに基づき、計画から事業実施、供用後に至るまで、持続可能なまちづくりの推進を継続的に行うことを要望する。

記

1 水質汚濁

(1) 予測及び評価の方法

ア 事業計画地の雨水は、雨水管を通過して公共用水域に流出することから、工事の実施に伴う影響の予測・評価を行い、評価書に記載すること。

イ 計画地周辺の水質汚濁に及ぼす影響を最小限度にとどめ、「環境基本法」及び「吹田市第3次環境基本計画」に定められている基準や目標値の達成及び維持に支障を来さないよう配慮すること。

2 動物・植物

(1) 現況調査

ア 動物については、昆虫類が最も多くみられる6～7月の調査を追加し、評価書に記載すること。

(2) 環境取組内容

ア 事業の実施に伴って生息・生育地が失われる貴重な動物・植物については、専門家や地域で保全活動をする団体などの助言を取り入れ、移動・移植や生息・生育環境の保全など、種類ごとに適切な保全措置を講じるよう努めること。

(3) 事後調査

ア 動植物の調査については、種類によっては3年の調査では判断が難しいことから、さらに長期間の調査も検討すること。

3 生態系

(1) 環境取組内容

ア 生態系の保全のために、里山環境を復元する緑地については、具体的な内容を評価書に記載すること。

イ 里山環境を復元するにあたっては、植栽する樹種などを精査し、よりよい生物の生息・生育環境の創出に努めること。

ウ 里山環境の維持には、長期的な管理が不可欠であることから、維持管理体制について十分検討、整備すること。

(2) 事後調査

ア 里山環境を復元した緑地については、指標種を設定するなど適切なモニタリングを行って、その成果を確認すること。

また、調査結果をフィードバックし、より良い環境となるよう改善に努めること。

4 緑化

(1) 環境取組内容

ア 道路や公園・緑地の整備にあたっては、グリーンインフラの考え方を取り入れ、緑化だけでなく、暑熱対策や防災などの効果も検討すること。

イ 計画地内の私有地において、事業実施後も緑地面積を確保することは、生態系維持やヒートアイランド対策等のためにも重要である。早期の緑地協定締結促進など、私有地でも緑地が確保されるよう努めること。